

(保 262)

平成 29 年 3 月 8 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

### 平成 29 年度から実施する指導等の運用見直しについて

指導や施設基準の適時調査など様々な問題への対応につきまして、日本医師会執行部は、抜本的な法改正ではなく、厚生労働省との運用見直しで、できるだけ是正すべく協議を続けて参りました。

平成 28 年度におきましては、指導について、医療機関における事務負担の軽減や公平性の観点から、指導実施通知の通知時期の変更、指導対象となる患者名の通知時期・通知人数配分の変更、取扱件数の少ない医療機関の変更、医療機関が準備・持参する書類等についての運用見直しを実施いたしました。

施設基準の適時調査につきましては、全国ルールでの実施を目的に、自己点検の導入、調査項目の重点化、事前提出資料等の明確化、実施通知の早期発出等の対応を行ったところです。

昨年度の運用見直しの実施状況を踏まえて、平成 29 年度では、医療機関の更なる負担軽減の観点から、下記のような対応を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

また、厚生労働省HPに新たに指導関連のページを作り、特定共同指導・共同指導における主な指摘事項や、集団指導の際に用いられる資料等の掲載も予定しています。

今回の運用見直しにより、医療現場に問題が発生した場合には、日本医師会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めて参る所存でありますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

## 記

### 〔特定共同指導・共同指導〕

#### 1. 事前準備書類

##### (1) 病院

###### ① 削除するもの

- ア 予約簿、イ 酸素の購入単価の算定基礎となる書類、  
ウ 新規指定時の申請書

###### ② 変更するもの

- ア 入院患者外出・外泊許可書綴「直近1年分程度」→「直近3か月分」
- イ 入院申込書綴「直近1年分程度」→「直近3か月分」
- ウ 特別療養環境室入室患者同意書綴「直近1年分程度」  
→「直近3か月分」

###### ③ 追加するもの

- ア 看護職員夜間配置加算の届出を行っている場合は様式9の添付書類  
(日々の入院患者数により看護職員の夜間の配置状況が分かる書類)
- イ 入院基本料を算定する病棟、特定入院料を算定する治療室及び病棟  
の勤務実績表及び日々の入院患者数により看護要員の配置状況が分か  
る書類 (※下線部を追加)

##### (2) 診療所 (※実質、歯科のみ)

###### ① 削除するもの

- ア 酸素の購入単価の算定基礎となる書類

###### ② 変更するもの

- ア 入院患者外出・外泊許可書綴「直近1年分程度」→「直近3か月分」
- イ 入院申込書綴「直近1年分程度」→「直近3か月分」
- ウ 特別療養環境室入室患者同意書綴「直近1年分程度」  
→「直近3か月分」

###### ③ 追加するもの (有床診療所)

- ア 看護配置に関する諸記録 (直近3か月分。タイムカード等でも可)

#### 2. 保険医療機関の現況 (事前提出資料 (病院))

- (1) 「保険医及び薬剤師の概要」において「生年月日・常勤保険医の最終学歴 (大学名)・常勤保険医の直前の職歴・非常勤の勤務日 (曜日等)」を

- 削除し、「保険医登録記号番号」「保険薬剤師登録記号番号」を追加
- (2) 「看護要員の概要」を病棟（看護単位）・治療室ごとに分ける  
「採用年月日」を削除
  - (3) 「その他の従事者の概要」において「採用年月日」を削除
  - (4) 「看護要員等の配置状況」を「病棟構成」に変更
  - (5) 「入院・入院外患者数の動向」、「診療報酬明細書の審査状況」、  
「開設者・管理者の略歴」を削除

### 〔施設基準の適時調査〕

#### 1. 事前準備書類

##### (1) 削除するもの

基礎名簿（健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（直近年7月1日現在）のうち、全被保険者の氏名のみ名簿（被保険者整理番号、生年月日、種別、標準報酬等を除いたもの。）のことをいう。）

##### (2) 追加するもの

- ア 看護職員夜間配置加算の届出を行っている場合は様式9の添付書類  
（日々の入院患者数により看護職員の夜間の配置状況が分かる書類）
- イ 入院基本料等及び特定入院料を算定している病棟（治療室含む。）  
の勤務実績表及び日々の入院患者数により看護要員の配置状況が分かる書類（※下線部を追加）

